

# 開発協力適正会議

## 第44回会議録

平成31年4月23日（火）

外務省 6階666会議室

### 《議題》

#### 1 報告事項

(1) 軍関係者が関わった事業の報告

#### 2 プロジェクト型の新規採択調査案件

(1) カンボジア「プンプレック上水道改修・拡張計画準備調査」(有償)

(2) ミャンマー「全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅢ準備調査」(有償)

(3) ネパール「防災のための数値標高モデル整備計画準備調査」(無償)

(4) バングラデシュ「チッタゴンーコックスバザール道路整備計画準備調査」  
(有償)

#### 3 事務局からの連絡

## 1 報告事項

### (1) 軍関係者が関わった事業の報告

- 小川座長 それでは、時間になりましたので、第44回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

まず、報告事項ということで「軍関係者が関わった事業の報告」です。

こちらは、外務省の説明者から御報告をお願いいたします。

- 今福外務省国際協力局政策課長 外務省政策課長の今福でございます。よろしくお願いいたします。軍関係者がかわりましたODA案件について、今回は2点御報告させていただきます。

- 1点目は、平成30年度に実施されたODA案件のうち、実施する段階、最初の段階では軍関係者が関与するかどうかは必ずしも明らかでなかったが、案件を実際に形成した後に、軍関係者、軍関係機関の参加が判明した案件といったものの御報告を1点目でさせていただきます。

2点目は、「軍事的用途及び国際紛争助長へ使用の回避」の原則が遵守されているかどうかモニタリングを行った案件の御報告、この2点をさせていただきます。

対象となる案件は、お手元に配付させていただいております別紙のとおりでございます。リスト(横長のもの)とその後ろに案件の概要をつけたものをお手元に配付させていただいているかと思います。

- まず、1点目に関する報告対象は、計15件でございます。これはフィリピンの無償資金協力案件から始まりまして、横紙の1番から4ページ目の頭のところ15番のシンガポールまで15件がございます。この15件のうち、大概是今申し上げたような案件ですが、例えば、インドネシアの案件等過去に既にやっているような案件については類似案件ということで事後報告とさせていただいているものが幾つかございます。

- 順番に見てまいりますと、このお手元の表の中で1番のフィリピン、ノン・プロ無償、ノン・プロ型というものは、事前にJICAの調査を行って実施するものではなく、資金を供与して、先方政府との間でどういう品目を調達していくかという、基本的にそういうスタイルでやらせていただくものですが、この案件の場合は防災機材ということで供与をいたしましたら、その実施、調達プロセスの過程で、実際にその災害対応といったときに、フィリピンの場合はこの国軍傘下の525工兵大隊が関与する可能性があるということが出てまいりましたので、その段階で、私どもとしても、その軍の工兵大隊がどのような機能を果たしているかといったものをちゃんと吟味した上で、供与して問題はないかどうかという判断をさせていただいております。

- 下の2番、今度はトルコをご覧くださいますと、これは技術協力案件で、第三国研修

となっているものです。技術協力案件につきましては、案件を最初に採択して、この案件を実施する、その後の案件形成過程においてこういった方々をメンバーとして連れてくるかということは先方政府と調整するものですから、最初の段階から軍の関係者が必ず来ることが決まっているわけではございません。特にこのトルコの場合は、別添の1ページ目、右側の欄のところに書いてございますとおり、機関自体はフィリピン防衛省の傘下である市民防衛局というところから来ていますが、この職員2名は軍籍を有していない方で、これにつきましても、私どもはいろいろと吟味をした上でこの方々に来ていただいてもとりあえず今の時点で特段問題が生じることはないであろうという判断をさせていただいております。

以下、15件が並んでおりますが、技術協力案件につきましては、今、申し上げたようなものが大宗でございます。無償資金協力については、今、申し上げた1件だけです。

2点目の御報告のモニタリングに移らせていただきますと、今、横紙の表を見ていただいている中で、4ページ目からトルクメニスタンの案件から始まりまして、6ページ目の最後、ペルーの案件まで合計で14件がございます。これらのものにつきましては、以前の会議のときに御説明したかと思いますが、私どもは、軍事転用の点につきましても、ODA大綱でも軍事転用されないようにすべしということが大前提であることは明記されておりますので、最初の案件選定の段階で、今、1点目の御報告で申し上げたような、ODAを供与することによって軍事利用される危険性がないかということをしつかりと確認した上で、外国政府、途上国政府、被援助国政府と国際約束を締結する際に、文書の形で、軍事転用、目的外使用をすることはありませんという担保をとった上で、さらに、その実施段階に移りまして、実施終了後にそれがちゃんと担保されているかどうかということモニタリングする、この3段階で確認をさせていただいておりますが、今、お示ししている部分はその3段階目の部分の話でございます。これも各国に駐在しております私どもの大使館の館員やJICAの事務所員ともみんな協力をして、先方政府の実際に研修を受けた人が、今どういう職についているかとか、上司の方にもちゃんとやっているかどうかをいろいろ確認するという手続をとっております。

その結果、ここに挙げさせていただきました14件につきましては、いろいろ細かいところはあるのですが、基本的に、例えば、エクアドルでしたら、この海洋研究所から派遣された方がまた戻って海洋研究所で働いたり、一部、ほかの国のところで、軍に所属している人なので訓練はしなければいけないということで、一時的に訓練で1年ほど離れていますが、またその後は戻って同じ海洋局の所属になったりとか、そういったところは私どもとして確認させていただいております。

以上のような点から、ここに今日お示しさせていただきましたリストに上がっている案件につきましては、問題はないと判断している次第でございます。

私からの説明は、とりあえず以上でございます。

○ 小川座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、委員から何か御質問がございましたらお願いいたします。高橋委員。

○ 高橋委員 御説明をどうもありがとうございました。2点、質問があります。

一つは、簡単な方から、今回、リストを出していただいているのですけれども、これは基本的に公開されていくという考え方でよろしいですよね。適正会議での資料は全て公開になっているので、これはこのまま出ていくのかという確認です。

もう一点は、今回、モニタリング実施案件を御紹介いただいたのですけれども、これはODA大綱以降ということで、平成27年度以降のものを扱っていると思うのですが、それ以前のものでも、たしか軍に関係するのではないかという、ある種、グレーゾーンのものもあったかと思えます。2006年のインドネシアの巡視船艇を私は鮮明に覚えているのですけれども、ああいった改定以前のものについても適切なモニタリングは必要かと思っているのですが、そういったものについての情報公開やこういう形での報告が今回はないのですけれども、今後、何かの形で公開されていくことを考えていらっしゃいますか。実際に、今、具体的にインドネシアの巡視船艇の話を上申しましたけれども、もし御存じでしたら。どの回だったか正確に覚えてはいないのですけれども、適正会議でも1回御報告はいただいていると思えます。引き続き関心があるものですから、どういう形で情報をいただけるかを知りたいと思えます。

○ 今福課長 まず、今回御報告させていただいていますこの話自体は、開発協力大綱改定以降ということなので、それについて、まず、一生懸命やっていくということで、たしか私が前回に出たのは一昨年だったかと思うのですけれども、そのときには、1件とか、それぐらいしかなかったのですけれども、その後、だんだん案件が出てきたので、まず今回すべきものを真面目に一生懸命報告すべきと思って、今回お示しさせていただいたものです。

それ以前のものについてどうするかという点につきましては、今御指摘のありました、特に巡視艇、これは物が大きゅうございますので、私どもが供与する段階では、軍に供与をしているわけではなく、沿岸警備隊ですので、軍ではなくてある意味で警察に物をあげているということだと思えますので、一義的には入ってこないのかなと、ただ物が物なので、それが軍に転用されていないかどうかというのは確認する必要があるのではないかということは、それはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、まさに目立つものであるがゆえに、どこかほかのところで使われていましたとなったらすぐ目につく話でもございますので、私どもの大使館等もそういった点は

気をつけていると思います。

- 高橋委員 ありがとうございます。

インドネシアの話なのですけれども、転用ということだけではなくて、あのときに懸念点として挙がっていたことは実際のオペレーションですよね。確かに沿岸警備隊ではあるのですけれども、実際は海賊対策が目的で、そのオペレーションに当たっては海軍との一体的なオペレーションが行われる可能性があるだろうという話があって、そのときに、いわゆるこういったODA案件も民間と不可分一体という話もいろいろ議論があるように、この不可分一体という議論の中で、こういったいわゆるグレーゾーンに当たる部分、特にオペレーションのレベルにおいてのグレーゾーンに当たる部分のものについては慎重にモニタリングをしていく必要があるのではないかと意見を申し上げていたので、そういう観点からもぜひ情報公開や共有をお願いできればありがたいと思っています。

- 今福課長 今、御指摘がありました軍との共同オペレーションがあるのではないかということについては軍事オペレーションでの共同ではなくて、海賊対象ということであれば、それは警察行動の一環だと思いますので、そういったところについてオペレーションがあることはあり得るのかなと、他方で、それが御懸念のようなまさに軍事情動に軍と一緒に使われていませんかということについては、それは我々としても注視していく必要がございますし、もしそのような事態が生じた場合には、インドネシア政府には、これは国際約束違反になりますので、我々は交換公文の付属文書でそういうことを約束しているものですから、それに対する違反行為だということで、嚴重に申し入れをする必要が出てくると思いますし、まず、そうならないように、それ以前の段階でインドネシア政府とはしっかりと協議する必要があると思います。

- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。西田委員、お願いします。

- 西田委員 ありがとうございます。

私も、この広義の意味における安全保障に資する分野への貢献は非常に重要だという認識のもと伺わせていただきたいのですが、2点ございまして、まず、このモニタリング実施案件ですけれども、4番のPNGの軍楽隊整備計画というのは、私の理解が正しければ、これは2018年のAPEC開催のために自衛隊が能力構築支援をしたことに伴って行われた支援という理解でよろしいでしょうか。

- 今福課長 ここに挙がっている案件は草の根文化無償で、まさに昨年の2018年のAPECの会議のときに、各国元首が着いたときに普通は空港送迎で軍楽隊の演奏と

いうものがあるのですけれども、パプアニューギニアの音楽隊には楽器もないし演奏する人もいないしということで、それで何か支援ができないかというところから始まった話で、私どもODAで供与いたしましたのは、この草の根文化無償で楽器をあげるところで、音楽隊のトレーニングは、JICAの専門家を1名派遣してその人に指導してもらいましたけれども、実際の大宗の部分、テレビでよく報じられていたのは、自衛隊の中央音楽隊で、これは防衛省予算で支援していただいたところでございます。

- 西田委員 実施のところだけ連携して行われていた案件なのですか。
- 今福課長 この楽器の部分の前から防衛省もこういったPNGへの支援は考えていましたので、かなり最初の段階から、楽器をあげないといけないという我々の問題意識と、ちゃんとトレーニングをしなければいけない、おまけで申し上げますと、最後にPNGの音楽隊が演奏するためのオリジナル曲というものを、これは外務省で公募をかけまして、優秀作品1名の方と佳作2名、合計3曲をPNGに供与というか、差し上げたということもやっております。
- 西田委員 こういった防衛省との連携事業というのは、これまでもほかにあるのでしょうか。あるいは、今後、こういう見通しというのは増加傾向にあるように認識してよろしいでしょうか。
- 今福課長 音楽隊支援というのは、恐らくそんなにいっぱい増えるという話ではないと思うのですが、防衛省との連携自体は、今、特に自由で開かれたインド太平洋を実現するのだというときに、海上安全保障の話などはいろいろとございます。メインには、私どもは、どちらかという、先ほどの巡視艇を供与して、沿岸警備隊、日本という海上保安庁の方と協力させていただくことが主になっておりますので、いきなり軍にはいかないかなとは思っています。
- 西田委員 わかりました。ありがとうございます。

関連して、これはちょっと難しいと思うのですけれども、そもそも軍あるいは軍に準じた治安機関に対する支援は非常にグレーなエリアが多くて、我が国の開発協力の大綱のもとでこのように厳しく見ていく必要がある一方で、その地域の伝統的・非伝統的な安全保障ニーズが高まる中で、私個人としては、日本による別途の安全保障協力資金源というものもあってもいいのではないかと考えているわけですが、そうすると、ここでこういった議論をしなくても、開発協力の資金は開発協力のために使えばいいと、より重要な安全保障に資する案件に対する協力は別のお財布から出すという

ことができたほうがいいのではないかと考えているのですけれども、今後、そういう政策的な議論は起こり得るのでしょうか。

なぜ伺っているかという、防衛省や自衛隊が実施している装備移転や能力構築支援といった活動もいろいろな制約がある中で行われていて、特に物の移転あるいは資金の移転が非常に厳格に管理されております。ここは、防衛だけではなくて、安全保障を所管とする外務省においても、きちんとリードをしていけるような政策手段があってもいいのではないかと認識する次第なのですけれども、この辺はいかがなのでしょうか。

- 今福課長 私の所掌範囲を超えてしまう話になって、この場でお答えすることがなかなか厳しい内容なので、申し訳ございません。本件については、御容赦ください。
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

## 2 プロジェクト型の新規採択調査案件

### (1) カンボジア「プンプレック上水道改修・拡張計画準備調査」(有償)

- 小川座長 続きまして、「プロジェクト型の新規採択調査案件」の議論に入りたいと思います。本日取り上げる案件は、事務局から提示されました新規採択案件12件のうち、カンボジア、ミャンマー、ネパール、バングラデシュの4件について議論をお願いしたいと思います。進め方として、説明者から外交的意義及び委員のコメントに対する回答を言っていただきまして、その後、議論を行うことにしたいと思います。

早速最初の案件に入りたいと思います。カンボジア、「プンプレック上水道改修・拡張計画準備調査」、プロジェクト形成(有償)について、説明者から外交的意義及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 岡野外務省国際協力局国別開発協力第一課長 それでは、外務省からカンボジアのプンプレック上下水道改修・拡張計画について御説明いたします。
- この案件の簡単な背景説明ですが、内戦終了後、1993年から我が国は首都プノンペンの上水道支援を開始しておりまして、北九州市など地方自治体と連携した協力によって、2006年には給水率90%、24時間給水の実現を達成しまして、「プノンペンの奇跡」と呼ばれるような、非常にすぐれた支援、効果的な支援を行ってまいりました。こういった成果を地方都市にも横展開するために、現在でも技術協力や資金協力を組み合わせて各種支援を行っております。この事業では、高付加価値の中央監視制御システム、狭小地での浄水処理技術などを活用する予定でございまして、こ

の事業が成功することによって、都市化が進む他のASEAN諸国においても活用される可能性があると考えております。そういったことから、非常に重要な案件と認識しております。

- 委員から幾つか御質問をいただきました。道傳委員からいただきました御質問に外務省からお答えして、それ以外の御質問にはJICAからお答えしたいと思います。道傳委員から、カンボジア総選挙後、野党政治家やジャーナリストへの圧力が既に報道され、民主化の進展に疑問符がつく中で、各国ともどのような外交スタンスをとるのか、試金石にもなっている一方で、水分野への支援・協力は人間の安全保障にもかかわる支援となっているが、日本のカンボジア外交のスタンスについて、国民の理解を広く得るためにはどのような説明ができるかという御質問をいただいております。
  - カンボジアが民主的に安定して発展することは、日本にとってもこの地域にとっても非常に重要でございます。このような観点から、我が国としましては、カンボジアの和平実現に寄与してまいりましたし、以来、カンボジアの民主的発展の道のりとともに歩んでまいりました。長年の内戦に起因する負の遺産を今なお抱えるカンボジアは、ガバナンス改革の推進を国の戦略の中核に据え、行政、財政、司法など、公共部門の機能強化に努めています。日本も、これまで、民法・民事訴訟法等に関する法整備や法曹人材の育成、中央・地方行政機構の強化、行政官の育成、選挙改革など、民主主義の更なる定着に向けた取り組みを通じて、ガバナンスの強化を支援してまいりました。
  - さらに、昨年総選挙後、昨年10月の首脳会談以降は、与野党の若手政治家関係者や司法関係者、選挙関係者などを招聘しまして、日本の民主的なプロセスを参考にしてもらうような取り組みも進めております。2017年に作成しました対カンボジア王国国別開発協力方針では、カンボジアの2030年までの高中所得国入りを大目標としまして、インフラ整備、次世代の人材育成、人間の安全保障を念頭に置いた都市部と地方部の格差是正に関する取り組みを行っております。この国別開発協力方針は3本の柱がございまして、産業振興支援、生活の質向上、ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現を掲げております。今回のこの上水道改修事業は、この3本の柱のうちの生活の質の向上に資する取り組みと考えております。日本は、カンボジアにおける上水道整備事業に長らく取り組んでまいりまして、特に先ほど申し上げた「プノンペンの奇跡」といったすぐれた支援を行ってきています。このような国民の生活の質の向上を支援しつつ、先ほど述べたようなカンボジアの民主化を後押しする取り組みを進めていきたいと考えているところです。
- 続きまして、JICAからほかの問いにお答えいたします。
- 宮城JICA東南アジア部東南アジア第二課長 JICAから残りの御質問についてお答えいたします。



- 道傳委員の2点目の御質問でございます。ASEAN諸国では、今後、高度な都市化が進み、同様の課題に直面する可能性があるため、カンボジアの支援はASEAN諸国への支援にもつながる可能性があるとのことですが、具体的にはどのようなケースが想定されますかということでございます。

これにつきましては、都市化が進むことにより、上水道建設のための十分な敷地を確保できず、狭小地において浄水場を建設する必要が出るケース、また、需要量増加に伴い、複数の浄水場を統合的に管理したり、需要予測を用いて効率的に配水を行ったりできる中央監視制御システムが必要となるといったプノンペンと同様の課題を抱える国または都市への展開があり得ると考えております。

- 岩城委員の御質問でございますが、1点目は、本案件は、AFDのマスタープランに基づいて日仏で共同に実施する案件とのことだが、日本単独ではなくフランスと共同でやる意義は何か。また、日仏での役割分担につき、日本の担当は主に中央監視制御システムということという御質問でございます。

本件につきましては、内戦終結後の93年から、日本、カンボジアの旧宗主国であるフランス及びADB等の国際機関が協力し、首都プノンペンの水道施設の復興が始まり、今日に至るまで、日本、フランス及び国際機関によるカンボジアへの浄水分野の支援は継続しております。これらの国・国際機関が情報交換を行いながらそれぞれの事業を進めることにより、1カ国では対応し切れないインフラ需要に対応できたり、重複や矛盾がないよう調整が行えたりとのメリットがございます。本案件は、AFDが改定支援を行ったマスタープランに基づいて、日本がプンプレック上水道について改修・拡張を実施するものでございます。

- 2点目の御質問ですが、既存施設の浄水供給能力15万 $\text{m}^3$ のうち、今回の改修の対象が10万 $\text{m}^3$ であることはどのような理由があるのかという点でございます。

この点につきましては、対象となっております10万立米の浄水設備は、フランスの支援で1966年に整備され、老朽化が進み、その改修が必要となっているものでございます。残りの5万立米の浄水設備につきましては、2003年に日本の無償資金協力にて新設した施設でございまして、現時点で運用面の問題はないため、改修対象としない予定であります。協力準備調査においてその改修・拡張の必要性について再度確認したいと考えております。

- 3点目の御質問ですが、AFDが実施しているバクケーン浄水場新設のフェーズ1につき、現時点の進捗状況はどうなっているのか、本案件の工事開始時期に密接に関係するため、本案件との連携を図っていただきたいという点です。

AFDのバクケーン浄水場（フェーズ1）につきましては、現在、入札補助・施設管理を行うコンサルタントが浄水場建設の本体工事業に関する調達の手続中と把握しております。一方で、委員から御指摘いただいておりますとおり、本案件の本体工事開始時期に密接に関係するため、今後も連携・情報共有を図ってまいりたいと考えて

おります。

- 高橋委員からいただいた御質問でございますが、裨益住民はどのくらいか、単に人数だけではなく、都市部を中心に急増する外国資本（主に中国）による高層住宅やビジネスビルの建設ラッシュと拡大する都市住民の格差を踏まえた場合、貧困層（ストリートチルドレンやごみ拾い生活者）や土地を奪われた住民に対し、本案件がどのように寄与するのか説明をお願いしたいという点でございます。

この点につきましては、まず、裨益住民について、プノンペン水道公社の給水区域では、現在、プンプレック浄水場を含めました4つの浄水場の浄水が複数の配水池に集約され、各戸に給水されており、本事業で改修・拡張した浄水施設からの給水裨益人数を具体的に割り出すことは困難ですが、水道公社の給水区内の給水人口は約200万人でございます。また、拡張後のプンプレック浄水場の規模は1日当たり約19.5万 $\text{m}^3$ になりますが、1世帯当たりの平均使用量から概算しますと、約20.5万世帯分になります。貧困層への裨益という観点ですが、カンボジアは水道使用量に応じて料金変動する累進制料金体系でございます。また、水道公社は貧困世帯向けに各戸接続費の分割払いや割引等の配慮をしております。本案件で給水量が増加することで、貧困世帯を含めたより多くの人々が安全な水へのアクセスが可能になることが期待されております。

- 田辺委員からの御質問でございますが、1点目、プノンペンでは、2022年にバクケーン浄水場のフェーズ1が、また、2030年にはフェーズ2が完成見込みとのことであるが、これらの浄水場整備を経てもなお、プンプレック浄水場の拡張を必要とする根拠を教えてくださいという点でございます。

水道公社が行いましたマスタープランでは、首都プノンペンの1日当たり平均給水需要量は2030年には現在の2倍強の95万 $\text{m}^3$ に達することが想定されております。増加する水需要に対応するため、マスタープランでは既存の浄水場の改修・拡張2件と新規の浄水場建設2件が予定されておまして、この中にプンプレック浄水場も含まれ、本事業は必要なものと認識しております。

- 西田委員からいただいている御質問でございますが、1点目の対カンボジア水道協力においては、マスタープラン策定だけではなく、本事業対象浄水場、ニロート浄水場など、日本政府・JICAとフランス政府・AFDとの接点が多いように見受けられます。日仏の対カンボジア支援での協力実績あるいは今後の協力の方向性等、可能性について、両国政府あるいは援助機関の間にて検討が行われているようであれば、その状況をお知らせくださいという点です。

JICA、AFDとともに現地事務所レベルで非公式のドナー会合に参加しており、月に1度程度、情報交換が行われております。これまでの具体的な協力実績としましてはニロート浄水場への協調融資のみですが、今後もAFDが改定支援をしたマスタープランに基づき、AFDがチャンカーモン浄水場の改修・拡張とバクケーン浄水場

の新設を、また、JICAがプンプレックの浄水場の改修・拡張とタクマウ浄水場の新設のための支援を検討中でございます。

- 最後に、西田委員の2点目の御質問でございますが、本事業で導入可能性のある「高付加価値の中央監視制御システム」、「狭小地での浄水処理技術」の概要及び他ドナーとの比較において本邦技術の特徴・優位性・課題をお知らせくださいという点です。本事業では、プンプレック浄水場の改修と水道公社の給水区域内の浄水場を監視する中央監視制御システム導入を支援する予定でございます。まず、中央監視システムにつきましては、このシステム自体は海外でも製造しておりますが、リアルタイムの需要予測に合わせて管理を行える点が本邦技術の特徴であり、同システムの導入を通じて効率的な運用が可能になります。また、中央監視制御システムにつきましては、さまざまな付属機能をつけることが可能であり、コストに見合った成果を出せる付属機能を協力準備調査にて精査する予定としてございます。狭小地での浄水処理技術につきましては、プンプレック浄水場の改修・拡張、狭小地での具体的な浄水処理技術としては、膜処理や階層式による処理方法を想定しております。膜処理技術につきましては、これにより一部の浄水過程が不要になることで、従来の処理方式よりも省スペースで同量の浄水が可能となります。ただし、濁度が高い原水の場合、メンテナンスコストの上昇や前処理が必要になり、余り省スペースにならない場合もあり、協力準備調査にて検討が必要となります。また、階層式の処理方法につきましては、従来の平面式浄水場ではなく、上から下へ垂直に処理工程を並べることで、現在と同じ敷地により浄水能力の高い浄水場を建設することができます。階層式の浄水場では防水性が重要となり、この面で本邦技術の活用が見込まれます。一方で、防水工事や基礎工事等、建設費が高くなるため、コストに見合う改修であるかを協力準備調査にて検討する必要がございます。以上となります。

- 小川座長 どうもありがとうございます。ただいまの説明者からの説明について、追加の御意見や御質問がありましたらお願いいたします。どうぞ、高橋委員。

- 高橋委員 いつも私ばかり、すみません。御説明ありがとうございました。私のコメントというか、質問は、まさしく国別援助方針でいうところの3本柱の一つ、生活の質の改善という観点から申し上げたところでして、今回の案件がどれだけの人たちに直接裨益するのかということは確かに特定しづらいのだろうと思います。ただ、地図を拝見したときに、この赤い線で囲まれたところ以外のところ、具体的にいうと、このメコン川とトンレサップ川が交わるところから、メコン川を挟んで反対側、右側ですね。東側といったほうがいいかもしれませんが、このあたりに実は結構貧困層が多いのです。結構ベトナムから来た移民の人たちが多くて、ここから川を渡るの、川を渡って、こっちの左側の都市部のほうというか、こっちのまさしく赤い

ところは、今、中国資本が高層ビルや住宅やマンションなどをがんがん建てているわけですね。これでいってしまうと、ここを対象としていると見えてしまうのですよね。だから、この辺りをどのように考えたらいいのかなと思っていて、そういう質問でしたということです。補足的なコメントです。

- ついでにもう一点だけ申し上げてよろしいですか。もう一点は、ガバナンスのことに関しては道傳委員から御質問があったわけですが、生活の質の改善は、それ単体でどうにか話になるということではなくて、まさしくガバナンスの問題とも密接に関連していると思っています。昨年の選挙において、ジャーナリストやいろいろな野党への締めつけが相当厳しかったということは周知のことだと思います。確かに今年になってフン・セン首相はかなりそこら辺の手綱を緩めてきてはいますけれども、政治的戦術・戦略としてそれは一定の評価はできるのかもしれませんが、国別方針やもっと長期的な視点から見たときに、この辺りをどのように振り返るのかというところがちょっと気になっていて、具体的な質問は、国別方針はたしか2年前の2017年7月につくられていると思うのですが、見直しということを考えていらっしゃるのですか。つまり、ガバナンスの部分の案件はそんなに多くないのですよね。そのあたりも含めて見直しを検討しているのであれば、いつぐらいを考えているのでしょうか。5年というタイムスパンで見ると先になってしまうので、結構早目に、去年のあたりのことを踏まえながら評価をしつつ、見直しを少し前倒しをしてもいいのかなと個人的には思っていて、そのあたりについてお考えがあったら教えてくださいたいと思います。
- 岡野国別開発協力第一課長 国別開発協力方針の改定につきましては、今のところ考えているのは、5年に1回ということなので、平成29年に設定されておりましたので、平成34年は令和になります。委員の御指摘も踏まえて、こういった形でやっていくかということは考えたいと思います。現在の国別方針でも、重点分野の第3番目にはガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現ということで、各種ガバナンスの強化のための取り組みを列挙しているところではありますけれども、こういったことをこの中でどう位置づけるのか、膨らませていくのか、そういったことについては、今後の進展も見ながら考えていきたいと思っています。
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。
- 高橋委員 1点目の点についてもお願いします。
- 宮城東南アジア第二課長 ありがとうございます。1点目の裨益住民あるいは裨益地域の考え方でございますが、この赤枠線内がプノンペンの水道公社が給水を行っている

る区域になりまして、この中でこういった形で裨益するのかということにつきましては、浄水場が完成した後の配水網の整備は水道公社が行うことになっておりまして、その調査の中で、具体的に御指摘いただいた貧困層への裨益も、こういった計画があるのかということで考えていきたいと考えてございます。現在のマスタープランは2030年までとなっておりますが、給水区域外も含めた貧困層への裨益という意味では、まさに国別援助方針の改定も含めて、今後の支援方針全体の中でプノンペンの水問題をどう捉えていくのかということも踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

- 高橋委員 ぜひその点も視野に入れながら、今回の協力準備調査の中で、対象区域だけを見るのではなくて、メコン川の東側界隈の調査も可能な範囲でいいのでやっていただいて、それを情報として集めていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

## (2) ミャンマー「全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅢ準備調査」(有償)

- 小川座長 続きまして、ミャンマー、「全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅢ準備調査」、プロジェクト形成(有償)について、説明者から外交的意義及び委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。
- 岡野国別開発協力第一課長 外務省から、案件の概要と質問にお答えしたいと思います。プロジェクト名は「全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅢ」でございます。ミャンマーの地政学的重要性は省かせていただきまして、2016年11月に、安倍総理大臣とアウン・サン・スー・チー国家最高顧問の会談におきまして、日本は、ミャンマーの国民和解を経済面から支えるため、ミャンマーの州・地域間のバランスある開発を全面的に支援すべく、9の柱から成る日本・ミャンマー協力プログラムを発表いたしました。今回の案件につきましては、ミャンマーで増加する電力需要に対応して、電力の安定供給を図るために基幹系送変電設備の新設・増強を行うものでございまして、この日本・ミャンマー協力プログラムの柱の一つである「産業発展を可能とするエネルギー協力」の着実な実施によりまして、電力の自立供給を強化することに加えて、この地域の日本企業を含む企業活動に貢献して、この地域、ミャンマーの経済発展に寄与することを目的としております。
- ミャンマーにおきましては、送電網の不足に起因して、不安定な電力供給の改善が喫緊の課題となっております。特に国内向けの電源の57%は北東部の水力発電から生

成されておりまして、電力の最大需要地はヤンゴン周辺の南部でございますけれども、そこには送変電設備によって供給を行っております。しかしながら、これまでの調査によりまして、一部区間では既に送電容量限度を超えていると推定されております。そういったことを背景に、JICAにおきましては、有償資金協力でこの事業のフェーズⅠとフェーズⅡを既にミャンマー政府と合意して進めているところでございます。これによりまして北東部から南部への送電整備が行われますが、これによりまして2030年にはヤンゴン地域の電力需要はミャンマー全体の電力需要の約60%を占めることが予想されているなど、堅調な需要増加、それに応じた電力供給量の増加が予想されますので、この事業を着実に実施して電力の増強を図っていきたくと考えております。

- 道傳委員から質問をいただいております。ミャンマーは、アウン・サン・スー・チー政権発足から3年がたち、スー・チー国家最高顧問は、昨年の来日時に、重要政策として、国民和解、安定的な経済運営、雇用の創出、教育や医療などの分野での人的能力の開発などを挙げました、国内格差の大きいミャンマーでは、とりわけ民主化の「配当」として、ヤンゴン以外の地方、農村部でも生活の向上が実感として共有されることが欠かせないと考えます、電力の安定供給を図る送変電設備の新設、増強を行う当該案件は、ミャンマーの民主化にどのように資するか御教示くださいということでございます。
  - 先ほど申し上げたように、この電力のプログラムは、日本・ミャンマー協力プログラムの柱の一つになっておりまして、アウン・サン・スー・チー政権の取り組みを日本では官民を挙げて最大限支援していくという中に含まれております。ミャンマーの全国の人々が民主化の果実を実感できるように、都市と農村のバランスある経済発展が不可欠であります。電力供給の拡大はこれに大きく資するものです。本事業が対象とするミャンマーの最大都市ヤンゴンの発展は、ミャンマー全体の発展にとっても極めて重要でありまして、本事業はヤンゴンの持続的な社会生活・経済発展に貢献するものです。また、日本は、こうしたヤンゴンを中心とした都市開発支援だけでなく、地方に対しても、この事業の対象ではございませんが、違う別の事業の中で、配電網の整備に加えて、農業や道路、橋等の地方インフラ整備の協力も実施しております。こうした日本の協力が、地方と都市のバランスのとれた発展に貢献して、ひいてはミャンマーの民主的な国づくりを後押しするものになると考えております。
- 続きまして、ほかの質問につきましてJICAから御説明いたします。
- 福田JICA東南アジア部東南アジア第四課企画役 JICA東南アジア第四課の福田と申します。上から順番に回答させていただきます。
  - まず、岩城委員の1点目の御質問で本案件は北東部化南部への送電整備が目的となっているが、電力需要の大きい南部での電源開発計画はどうなっているのかという御質

問です。

堅調なミャンマーにおける電力需要に対応するため、ヤンゴン地域内の既設火力発電所において改修・増強が計画されております。また、民間事業者による新規発電所建設も検討されていると理解しております。一方で、2030年時点におけるヤンゴン地域の電力需要想定を踏まえると、既往の送変電設備の新設・増強、既往のというのは、今、実施しているフェーズⅠ、フェーズⅡも含めて行った後も、ヤンゴン地域内の電力需要を満たすことができないことが想定されているため、今回、本事業による送変電設備の新設・増強を計画しているものになります。

- 岩城委員の2点目の御質問で本案件と同様に500kVの送電線が整備される予定であるフェーズⅡについて、進捗状況あるいはフェーズⅢに生かすことができる教訓があれば教えてほしい、フェーズⅣ以降の予定など、今後の展開はどのような検討がされているのかということです。

この御質問につきましては、最後の点が西田委員からの御質問とも重なりますので、あわせて回答させていただければと思います。

- 西田委員からの御質問として、今回がフェーズⅢとなる対ミャンマー基幹送変電設備整備支援について、今回が最後となるのか、フェーズⅠ・フェーズⅡでの成果とあわせて、日本の支援が全体でどのような貢献を果たしているのかという御質問です。まず、進捗状況ですが、フェーズⅠ・フェーズⅡともに、現在、入札手続中でして、まだ案件は具体的に工事が動き出しているという状況ではございませんので、事業の実施に係る教訓あるいは事業が実施された後の事後評価における教訓がフェーズⅠ・フェーズⅡから出ているというわけではないのですが、フェーズⅠ・フェーズⅡの既往案件の進捗状況についても、当然ながら留意していきながらフェーズⅢの案件形成を行っていきたいと考えております。今後の支援については、具体的な計画が現時点においては未定でして、具体的にあるわけではありませんが、基幹送電網のさらなる整備・拡張計画は存在しております。また、日本の支援に対するミャンマー側の期待も高いと認識しております。西田委員の最後の御質問のポイントで、日本の支援が全体でどのような貢献を果たしているのかという点につきましては、ミャンマーでは国内向け電源構成の約57%を占める水力発電の多くが北東部を中心に開発されておりました。その北東部と電力需要の中心地である南部を結ぶ送電線が同国の基幹系統として重要な役割を担っております一方で、送電線の老朽化が進んで故障発生リスクが高い状態になっていることから、日本だけではなくて他のドナーとも連携しながら、北東部から南部へつながる送電線設備の改修フェーズをフェーズⅠ・フェーズⅡで取り組んでいるという状況でございます。
- 次の高橋委員の御質問は、送電損失がそれぞれ何%か、また、その点を踏まえて、SDGsの観点から本案件の妥当性をどのように判断するのかという点です。ミャンマー全土の送電損失は、2014年時点で20%となっておりまして、他の周

辺諸国、タイやベトナム、インドネシア等々と比べても高い水準にあります。本事業による送電網の拡張及び関連する変電所の改修・増強による電力供給を通じまして、SDGsのゴール7に記載されております、全ての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保するというものに貢献すると考えております。

- 田辺委員から御質問いただいております1点目、フェーズⅢの送電線新設計画の内容について、パヤジー変電所からイーストダゴン変電所までの、500kV送電線と、イーストダゴン変電所からロガ変電所までの230kV送電線の敷設という理解でよいか、既存送電線のキャパシティの現状とこれらの新設が必要な理由を教えてください、2点目でJICA環境社会配慮ガイドラインにおいてカテゴリーB相当とのことだが、約90キロの都市近郊送電線の新設等に当たって200人以上の住民移転が生じる可能性はないのかという御質問をいただいております。
- まず、1点目の御質問につきましては、御認識のとおり、パヤジー変電所からイーストダゴン変電所までを500kV送電線で接続し、イーストダゴン変電所からロガ変電所までを230kV送電線で接続する、それとあわせて、各変電所の増強を行うという計画になっております。新設が必要な理由ですが、繰り返しになりますが、ミャンマーにおいては、北東部の水力発電所で発電された電力を需要中心部である南部に送電するように送電網が発展しておりまして、2014年時点で送電容量が既に限界に達していて、水力発電所の発電量が増加する雨季には、送電容量が十分でないがために水力発電所の出力制限を行っている状況であります。他方で、需要中心部である南部、すなわちヤンゴン地域周辺では引き続き電力が不足しているという状況でありますので、送電設備の改修・増強が必要となっております。
- 2点目の御質問につきましては、パヤジー変電所からイーストダゴン変電所までは、主に人口が少ない平地・山地となっております。一方で、イーストダゴン変電所からロガ変電所の送電線区間につきましては、御指摘のとおり、特にロガの変電所のほうですけれども、一部住宅地がありまして、その点につきましては、考慮の上、住民転移数が限定的となるように、一部送電線を地中化するという想定でおります。  
JICAからの回答は、以上になります。

○ 小川座長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対して、追加の質問、コメントがありましたら、お願いいたします。

○ 高橋委員 ありがとうございます。私が不親切なコメントの書き方をしていたから、ちょっと私のコメントの意図を正しく理解していただけなかったようなので、専門の方はほかにもいらっしゃるの、当然御存じだと思いますけれども、長距離の高出力の送電線は非常に送電ロスが大きいのですよね。これによしとするというのは、多分S



D G s 的な考え方では余りない、つまり、この案件の妥当性というか、計画の妥当性ということで御質問したのは、確かに北部に大きな発電所があって南部で需要があるから、そこに引き込みたいというのはそうなのだろうとは思いますが、今、申し上げたように、70キロというのはそれほど長過ぎるというほどではないとは思いますが、果たしてそういうものでこの案件を考えていいのでしょうか。

- それと、ミャンマーという国はある意味で新しい国というか、その中において、今後、持続的な社会の発展と一緒に目指していこうではないかという考え方は、多分岩城委員の質問とつながってくる話だと思っていますけれども、南部での電源開発は小規模でもいいからどんどん先に進めていきませんかという議論があってもいいのではないかと思ったのです。優先順位の話かもしれませんが、そのあたりの議論がどういうふうにあったのでしょうか。また、そこをどういうふうにJICAさんは考えていらっしゃるって、ミャンマー政府と交渉したり、話し合いをされているのか、JICAさんとしてのSDGsへの向き合い方もあらわれるなと思ったもので、非常に言葉足らずの質問でわかりづらかったかもしれませんが、こういう形で表現させていただいた次第です。もし何かお考えがあったら、追加的に教えていただければと思います。
- 福田東南アジア第四課企画役 すみません。私のほうがまだ正確に問題意識を理解できていないかもしれないのですが、送電線だけをやっていけばいいとJICAとして考えているわけではなくて、南部で電源開発の既往案件もありますし、新規の案件も形成しようとしている状況ではあります。
- 他方で、ミャンマーにおいて、資源もガスなどはあるのですが、限られている中で、もちろん水力の開発といいますか、電源開発もしていかなければいけない。それは主にミャンマーの北東部に電源がありますという中で、電力の需要地は主に南のほうにあるので、北東部のほうで開発された電源を、いかにロスを低くして、かつ、大容量で南部に持っていくかということで、過去、フェーズIから他ドナーと協調しながら送電線の支援をしてきているということにして、北部で電源開発をしても結局は途中でロスをしてしまうのではないかと、もしそういう御趣旨であれば、20%というのはあくまでもミャンマー全土のロス率が20%ということで、今回の事業の中でも低ロス送電線についても活用できないかということ調査しようとしておりますし、新たに建設される送電線でそのうち20%の電力がロスするという趣旨ではありませんので、その点は、もし誤解を招いたようでしたら、補足させていただきます。
- 高橋委員 わかりました。では、実際の工事の段階において、当たり前かもしれませんが、低ロスということ結構考えて向こう側とやっていくということですね。

- 福田東南アジア第四課企画役 ただ、低ロス送電線になると、それはそれで通常の送電線より高くなりますので、どの程度メリットがあるかということとのバランスでミャンマー政府と議論していくということを想定しております。
- 高橋委員 ありがとうございます。
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

### (3)ネパール「防災のための数値標高モデル整備計画準備調査」(無償)

- 小川座長 続きまして、ネパール、「防災のための数値標高モデル整備計画準備調査」、プロジェクト形成(無償)について、説明者から外交的意義及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。
- 植田外務省国別開発協力第二課首席事務官 外務省国別開発協力第二課の植田でございます。まず、ネパールの案件ですが、本案件は、ネパール南部平野地帯の洪水脆弱地域におきまして、ハザードマップの将来的な整備に資する高精度の数値標高モデルを整備することを目的とする無償資金協力のための協力準備調査でございます。
- ネパールは、インドと中国の間に位置しておりまして、ネパールにおける民主主義の定着、平和と安定は、我が国にとって政治的・経済的に重要な南アジア地域全体の安定を確保する上で重要でございます。このような観点から、我が国は長年主要ドナーとしてネパールを支援してきております。ネパールでは、地震・洪水・地滑りなどの自然災害が頻発しておりまして、特に雨季には洪水や地滑りが多発し、そのたびに経済・社会インフラが甚大な損害を受けております。このような状況を受けまして、我が国はネパール政府による災害に強い国づくりに対する取り組みに協力していく旨を表明してきております。本計画は、ネパールの新政権が重視する防災分野の課題解決に寄与するものでございまして、日・ネパール関係のさらなる強化に貢献するものでございます。
- 続いて、委員の皆様からいただいた質問に対して、まず、私から、残りの質問に対してはJICAから回答を申し上げます。  
 まず、田辺委員からいただいた御質問で、タライ地域の洪水に関するインド・ネパール政府両国の協力関係、防災体制に関して御質問いただきました。そのような協力体制・防災体制を適切に構築されているのかとい御質問でございました。  
 インド・ネパール間にはタライを流れる個別河川管理に係る協力プロジェクトが以前から行われているほか、2018年5月のインド・ネパール首脳会談の際の共同声明におきましても、モディ首相とネパールのオリ首相は、河川工事、氾濫・洪水対策、

かんがいなどの分野における相互利益のため、水資源の協力を促進する重要性について再確認しております。また、インドとネパールの間には、洪水・氾濫管理に関する合同委員会が2008年から立ち上げられておりまして、同委員会の活動について両首相が満足の意を表明しております。このように、インド・ネパールの協力関係、防災体制について、適切に構築されているものと見受けられます。

- 次に、西田委員からの御質問でございますが、今般の支援あるいは他の国境をまたぐ地域横断的課題への対策として、日本とインドとの協力の可能性はどうかという御質問をいただき、また、南アジア支援におけるインドとの協力実績について御質問いただきました。

日・印は、自由・民主主義などの基本的価値を共有し、南西アジア地域を含むインド太平洋地域の繁栄のために、さまざまな分野で連携・協力してきております。国境をまたぐ地域横断的課題への対策として、日本とインドがODAなどを通じて協力することは一般的にとり得るものであると考えられます。日・印間では、南西アジアを含むインド太平洋地域におきまして、連結性、その他インフラ整備を促進すべく協力していくこととしておりまして、例えば、バングラデシュにおきましては、バングラデシュ国内の同一幹線道路区間において、日本が橋梁を改修する、インドが道路の拡幅を支援したという事例がございますし、また、ほかには日本が鉄道線路橋の建設を支援する一方で、インドが鉄道車両を供給するような連携もございます。

外務省からは以上でございます。残りはJICAからお答えさせていただきます。

- 川谷 JICA 南アジア部南アジア第二課長 残りの質問について回答させていただきます。JICA 南アジア部南アジア第二課、川谷と申します。

- 質問の順番が前後して恐縮ですが、資料の質問の順番に従いまして、道傳委員の御質問から御回答を差し上げたいと思います。

まず、1つ目の御質問、南部平野地域における防災対策に係る御質問でございます。こちらにつきまして、本事業は、特に交通被害を受けやすい地域での高精度の標高図、専門用語でいいますと「数値標高モデル」という言葉がございますが、これを整備する案件でございます。その上で、標高図をつくりまして、そこから住民の避難計画やインフラ整備計画に必要な洪水時の浸水域の特定、また、それに基づくハザードマップの作成を行うものでございます。ですので、本事業は防災計画そのものを作成するものではございません。一方で、御指摘の保水力の低下による防災対策の作成は非常に重要なところと考えておりますし、かつ、この標高モデルやハザードマップの利活用は非常に重要だと考えておりますので、必要な技術協力については、本協力準備調査におきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

- 次に、道傳委員からいただきました2問目の質問、災害管理協力の強化に向けて実施されている協力に係る御質問でございます。

防災分野につきましては、JICA以外にもほかのドナーも協力いたしておりますが、特にこのUNDP、国連開発計画につきましては、「Comprehensive Disaster Risk Management Programme」というプロジェクトを実施しております、この中で、コミュニティ防災、特にコミュニティレベルでの災害管理能力の強化を目的とした能力強化や防災関係機関の連携、専門家の育成といったことを協力しております。JICAといたしましても、このような協力はありつつも、本事業の効果向上のため、ほかのドナーとのすみ分けに留意しながら、本事業後の災害管理能力の強化に向けた協力を実施したいと考えておりますので、係る協力につきましては協力準備調査の中でスコープを検討してまいりたいと考えております。

- 次に、岩城委員からいただいた質問でございます、ソフト面の支援について並行して行われるかどうかという御質問でございます。

こちらにつきましては、本事業のソフトコンポーネントといたしましては、ハザードマップを無償資金協力として作成した後、この利活用の部分につきまして、技術支援をソフトコンポーネントで実施したいと考えております。この数値標高モデルを供与した後も、このデータの利活用に向けた技術協力、能力強化というところは非常に重要だと考えておりました、こういったところで協力が可能かというところのスコープを協力準備調査で確認した上で、その後の技術協力の可能性も含めて検討してまいりたいと考えております。

- 次に、高橋委員からいただきました質問でございます。このハザードマップに係るパイロット地域がどこかというところ、また、本案件がネパールにおいて全国的な洪水対策を進める上でのパイロット事業と位置づけられるのかという御質問でございます。ハザードマップを整備するパイロット地域ですけれども、配付資料の別添2-3にございます地図をごらんください。この中で赤い地域が特定されておりますが、このパイロット地域は、この事業対象地域とも重なる同一の地域になります。面積にいたしますと、約1万4000km<sup>2</sup>のところを対象となります。事業対象地域としては、このタライ平野というところが挙げられておりますが、その約半分をこの事業対象地域とし、かつ、このハザードマップを作成する地域として特定しておるところでございます。また、このパイロット事業と位置づけられるところですが、本事業が、今後、全国的に洪水対策を進めるためのパイロット事業として位置づけをされるよう、我々JICAとしても先方政府には確認してまいりたいと考えております。

- 田辺委員の御質問につきましては、外務省さんから御回答いただきましたので、西田委員の2問目の質問に回答させていただきたいと思っております。御質問の内容ですが、デジタル地形図等の地理情報の経年的な陳腐化が指摘されている中で、どのような期間を置いて再測を行うべきかという御質問でございます。

こちらですが、今回作成いたします数値標高モデルというものは、いわゆる標高をあらわしたデータになります。ですので、いわゆる地形の変化、例えば、大規模

な盛り土や地面の掘削といった標高そのものを変えるような大きな事象の変化がない限り、更新の必要性は低いものと考えております。御参考までに、国土地理院でも同じようなデータを作成しておりますけれども、国土地理院の場合は約30年ほどのスパンがあいておると伺っております。ですので、この無償資金協力を実施した後に更新の必要性は当分ないものと考えておりますが、一方で、このデータの更新能力の向上について必要性が認められれば、ソフトコンポーネントの一部として実施することも検討してまいりたいと考えております。JICAからの回答は、以上になります。

- 小川座長 どうもありがとうございます。ただいまの説明に対して、追加の御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。岩城委員、お願いします。
  
- 岩城委員 御説明どうもありがとうございます。私から指摘させていただいております、利活用に係る技術移転等のソフト面の支援なのですが、特に今回の案件を読んでおまして、こういったデータを提供するための機材の供与という案件の性格からしますと、この案件のタイトルが「数値標高モデル整備計画」となっているのですが、モデルを整備したことが最終的な成果につながるかどうかはまさに利活用の部分がポイントになると思いますので、その考え方を示す表題として、このデータを整備するための協力ですという表現にするのか、それとも、データを整備して、かつ、それが利活用・促進されるところまで協力しますということを最初から示すような案件のタイトルにするかというところで、結果や内容は同じかもしれないのですが、こういった書類を見て判断する立場の我々からしますと、そこがすごく気になるのでございますので、まさにここでも指摘しましたように、スリランカの例などを見ますと、そういうものが非常に重要な感じもいたしますので、この案件においてもぜひそこら辺は最初から検討対象に含めているということがにじみ出るような案件形成にしていいただければいいのかなと思いました。
  
- 植田国別開発協力第二課首席事務官 名称に関しまして、極めて技術的な話ではあるのですが、今回の案件自体は無償資金協力だということが前面にございまして、では、何を無償で提供するのかというところでございますが、この数値標高モデルそのものを無償で提供するというのが第一義的な案件の内容となることを受けて、このような名前とさせていただいております。もちろん、だからといって利活用について全く考慮しないのかというのは、すべからず全ての無償資金協力の案件においてもその利活用が大前提でございまして、御指摘の点については今後も踏まえながら検討していきたいと思っております。
  
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。

- 高橋委員 今の岩城委員の質問と私のコメントも結構つながる部分もあるかと思っ  
ていまして、つまり、案件概要書の中でも、「期待される開発効果」の中で「関係機関  
と住民の防災意識の向上」が書かれていて、詳細については協力準備調査で確認する  
となっているわけですね。ですから、この案件の中でそういう住民等の防災意識の向  
上をどのように図っていくのかということを確認するとおっしゃっているということ  
は、そこまでスコープとして入っていると私も理解したのですよ。だから、その中  
でパイロットという位置づけもあるのだろうと思ったのですね。確かにタイトルでは数  
値モデルを提供するけれども、提供しつつもその提供するものをどのように利活用し  
ていくのかというあたりも、そのやり方や方法や可能性もきちんとこの案件の中で住  
民と話し合いをしながら、関係機関と話し合いをしながら考えていきますよと理解し  
たのですが、そうではないのでしょうか。
- また、下のほうに、UNDPがそのあたりのコミュニティの防災意識ということは  
結構力を入れているとありますから、そことの連携はとても重要な部分だと思いま  
すし、そうなってくれば、ひょっとすると、ジェンダー主流化の部分ももうちょっと書  
き込んで、こういうことを考えてやっていきたいと言えるのかなと思ったので、案件  
概要書としてはもうちょっと情報が欲しいなと私も思ったということです。
- 川谷南アジア第二課長 御指摘ありがとうございます。この案件の中では、まず、こ  
の数値標高モデルをつくりまして、ハザードマップをそれをもとにつくるというところ  
が一義的な目的でございますので、その技術協力的な要素を、その防災意識の向上  
や御指摘いただいたUNDPとの連携というところは、もしやるのであれば次の技術  
協力の案件を立ち上げまして、この無償のもとに実施することが自然な流れと考えて  
おります。
- ですから、このハザードマップをつくったところでこれが利活用されないというこ  
とは本来の目的から外れますので、ここをどうやってこの測量局と普及を図っていく  
のか。ひいては、防災にかかる機関につきましては、内務省や水資源をやっている省庁、  
いろいろな省庁がございますので、そことの連携をどのように進めていくのかという  
ところは協力準備調査の中で確認をいたしまして、具体的に先方とどういうアクショ  
ンをとるべきかというところは確認してまいりたいと考えております。
- 高橋委員 ありがとうございます。私たち委員というのは、ここで議論した案件がど  
のように開発効果を上げていくのかということまで責任を持って見ていきたいと思  
っているものですから、これまでも何度か協力準備調査をやってこうでしたよとい  
うことの御報告もありましたけれども、その中でこの案件もぜひ含めていただいて、今  
後、こういうふうな展開を見込んでいるし、考えていますということを、ここでも共

有させていただければありがたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

- 小川座長 よろしく申し上げます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

#### (4) バングラデシュ「チッタゴンーコックスバザール道路整備計画準備調査」 (有償)

- 小川座長 それでは、最後のバングラデシュ、「チッタゴンーコックスバザール道路整備計画準備調査」、プロジェクト形成（有償）について、説明者から外交的意義及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。
- 植田国別開発協力第二課首席事務官 続きまして、バングラデシュの案件でございます。本案件は、バングラデシュの国道1号線のチッタゴンーコックスバザール間の主要混雑区間に立体交差点及びバイパス道路などを建設することを通じて、マタバリ港とつながる物流と交通安全の改善、同港の利用促進及び周辺地域の経済発展に係る支援を行う円借款事業のための協力準備調査でございます。
- 本案件の意義を御説明申し上げます。バングラデシュの首都ダッカから、同国の商工業の中心都市である南東部のチッタゴンを経てコックスバザールに至る国道1号線は、バングラデシュの主要都市を結ぶ重要な幹線道路でございますが、チッタゴンより南の区間は、片側1車線で幅員が狭く、リキシャと呼ばれる自転車のタクシーや自動車などが同一車線上に混在しているという状況から、交通渋滞や交通安全上の問題が生じております。また、コックスバザール県では、現在、円借款によりマタバリ港の建設が進行中でありまして、同港が開港した後は、国道1号線はチッタゴンやダッカに向けた貨物輸送の要衝となるため、円滑な交通確保が不可欠となっております。このような背景から、今般、本件事業に関する要請がバングラデシュ側から出てまいりました。本事業は、マタバリ港からチッタゴン、ひいてはダッカへの円滑な物流の確保への支援を通じて、バングラデシュ国内のみならず地域との連結性の向上に寄与し、両国首脳間で一致しましたベンガル湾の産業成長地帯構想、「BIG-B構想」と申しておりますが、この構想の実現に資する案件であるとともに、自由で開かれたインド太平洋構想における連結性の向上などによる経済的繁栄の追求に資する案件でもございます。以上が、本件に関する意義でございます。
- 続いて、委員の皆様からいただいた質問に対して、回答を申し上げます。まず、道傳委員からいただいた質問で、インド太平洋構想に占めるバングラデシュの位置づけについて御質問いただきました。我が国とバングラデシュは、平和、民主主義、人権及び法の支配といった共通の価値

に基づいた包括的パートナーシップ、そして、経済インフラ整備と投資環境改善及び連結性向上、この3つのためのベンガル湾産業成長地帯、BIG-B構想のもと、さまざまな分野で協力してきております。これらの協力は自由で開かれたインド太平洋の実現に資するものでございまして、バングラデシュとの協力は重要な位置を占めておるものでございます。また、バングラデシュはベンガル湾に位置する民主主義国家であり、インドとASEANの交点としてその地政学的重要性も高く、このインド太平洋構想の推進におきまして重要な国と認識しておるところでございます。

- 次に、岩城委員からいただいた質問で、今回の事業のスコープとして、道路の複車線化や道路の拡張、乗降場レーンの整備などは含まれていないのか、対象ではない場合、別途それらの改善計画を御検討されているのかとの御質問をいただきました。

このようなフライオーバーやバイパス道路以外の整備支援でございますが、本事業の対象となる主要ボトルネック以外の道路部分につきましては、バングラデシュ政府のPPP庁と我が国の国土交通省との間で結ばれました政府間の覚書に基づきまして、PPP事業として道路部分の拡幅などを実施するべく検討がなされていると承知しております。今回の円借款事業の検討、実施に際しましては、当該PPP事業との必要な調整を行ってまいり次第でございます。

- 次に、西田委員からいただいた御質問で、国道1号線の改修は東南アジア～南アジア地域の連結性の向上に向けてどのような位置づけとなるのかとの御質問をいただきました。

国道1号線は、アジア諸国を幹線道路網によって有機的に結ぶという、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が中心となって推進しているアジアハイウェイというアジア32カ国を横断する高速道路の一部に指定されておりました、ミャンマーとの連結性において重要なルートとして位置づけられております。このため、本計画の主目的は、バングラデシュ初の深海港として地域のハブ港となる予定であるマタバリ港へのアクセス向上と交通安全の改善であり、そもそも地域全体の連結性向上に資するものと位置づけられておりますが、それに加えてミャンマーとの間におきましてこの地域の連結性向上という点も期待されているところでございます。

- 次に、マタバリ港整備計画の概要について御質問いただき、また、国道1号線がマタバリ港に接続しているようには見えないが、同時に接続道路も整備するのかとの御指摘をいただいております。

マタバリ港開発計画はチッタゴンーコックスバザール県、マタバリ地区におきまして、コンテナ及び一般貨物などの多目的深海港を建設することにより、バングラデシュの貨物取扱量の向上を図るものでございます。このマタバリ港開発計画の中でコンテナ専用及び多目的ターミナルの建設、これらのターミナルの荷役機器の調達、据え付け、さらには港湾管理業務に必要な各種機材などの整備を行いますが、これにあわせまして同計画の中で港から国道1号線までのアクセス道路の建設を行う予定でございます。



お手元に、アクセス道路について別途の資料をお配りしております。国道1号線とそれらを接続する道路の位置関係を示す資料でございますが、この資料に示されておりますように、マタバリ港へのアクセス道路と国道1号線はチャカリア市街地から南に約4キロの地点で接続予定となっております。外務省からは、以上でございます。

- 高橋 JICA 南アジア部南アジア第四課長 JICA 南アジア部南アジア第四課の高橋と申します。続きまして、そのほかの御質問に対する御回答を差し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- まず、高橋委員から、マタバリ港開発計画準備調査の進捗状況はどうなっているのかという御質問をいただきました。こちら、一昨年の35回目の適正会議でお世話になった件と承知しております。  
マタバリ港開発計画準備調査につきましては、2017年11月に調査を開始しまして、2018年12月、昨年12月に終了しております。事業の対象となるマタバリ港の規模や取り扱い貨物については、第35回の適正会議のときの内容から大きな変更はございませんので、当該調査の結果をもとに、昨年6月、2018年6月に基本設計及び詳細設計、また、その入札図書の作成等に関するエンジニアリングサービスに必要な資金を融資の対象とする円借款事業「マタバリ港開発事業（調査・設計等のための役務）」という案件が承諾されております。現在、その円借款事業のもとで、バングラデシュ政府で、2024年中の開港を目指しまして、港湾の開発、また、先ほどのアクセス道路の詳細設計、施工管理に関するコンサルタントを選定中といった状況となっております。
- 続きまして、港湾の運営戦略に関する御質問について回答を差し上げたいと思っております。第35回の適正会議におきまして、国内の既存港や周辺国の港との機能分担や首都圏へのアクセスの整備が重要と御指摘をいただきまして、それを踏まえまして、協力準備調査や審査を通じて、周辺の港との役割分担、国道までのアクセス道路の整備、港湾料金の設定、税関機能の設置、民間レポ誘致の必要性、周辺地域の開発との調和等につきまして、バングラデシュ政府との協議を行ってまいりました。その際に設置予定と御説明しておりました2つの委員会がございましたが、「統合港湾管理委員会」につきましては、2017年7月に海運省の次官を委員長として設置されております。同年7月に、第1回目の委員会が開催されました。また、この委員会においては、このバングラデシュ全体から見た国内の新規もしくは既存港との役割分担が審議されておまして、特にマタバリ港についてはバングラデシュ唯一の深海港としての特徴を踏まえた運用計画を作成していくという方針が決定されました。今後も、その同委員会の枠組みにおいてそのバングラデシュ国内の港開発の調整が図られていく予定となっております。一方で、もう一つ、「戦略的港湾及び沿岸地域開発委員会」というものが設立されるという御説明を以前の適正会議でも行わせていただいております。

れども、これについては、マタバリとチッタゴンの両方を対象に、港湾、道路、鉄道、水運、経済特区、環境社会配慮等の一体的な開発に関する検討が行われる予定でありました。ただ、最終的にはこの委員会は設立されないことになりました。そのかわりに、まず、マタバリ港とチッタゴン港との一体的な開発・運用の調整を、チッタゴン港湾庁が両方の港の港湾管理者となって調整を図っていくという方針が決定されております。また、チッタゴン港湾庁だけでは対応が困難なマタバリ港周辺の物流、産業等の開発計画の検討につきましては、バングラデシュ首相府のもとに、2018年2月に「モヘシュカリ・マタバリ地域統合的インフラ開発イニシアチブ調整委員会」という委員会が設置されておりました。現在、その委員会のもとで検討が進められているといった状況でございます。

- 田辺委員から、JICA環境社会配慮ガイドラインのカテゴリーに関する御質問をいただきました。フライオーバーやバイパスの建設に伴って、200人以上の住民移転が生じる可能性があるのではないかと御指摘でございます。

これに関しましては、フライオーバーは、まず、既存道の上に建設予定でございます。また、バイパス道路建設が検討されている区間の一部においては、既にバングラデシュ政府で用地取得が完了しているところでございますので、現状では大規模な住民移転は想定されておりませんが、ただ、住民移転数の確認を含む社会面への詳細な影響については今後の協力準備調査を通じて確認をしまして、環境社会配慮カテゴリー分類を検討していきたいと考えております。

- 道傳委員から頂戴しました御指摘に対して御回答させていただきたいと思っております。このインフラの整備だけではなく、まちづくりなどのルールや仕組みづくりに関する検討も必要なのではないかといった御指摘かと承知しております。

これに関しまして、御指摘のとおりでございます。インフラの整備に当たりましては、周辺のみまちづくりまたはルールづくりに配慮して対応していくことが重要だという認識で理解しております。今回の計画を通じて整備される道路におきましても、インフラの向上だけではなく、交通安全の確保と周辺地域への配慮に対して配慮を十分に行っていくよう、今回の協力準備調査を通じましてバングラデシュ側に伝えていきたいと考えております。

- 最後に、西田委員から頂戴しておりましたADBの案件の実施、方針転換に関する背景でございます。もともとADBが今回の事業対象となります国道1号線の道路改修をF/S、詳細設計まで実施したにもかかわらず、鉄道整備を優先することにしたという背景はどのようなことかといった御質問でございます。

これにつきましては、私どももADBと議論をしまして、そういった方針変更が行われたことは承知しております。その背景につきましては、ADBの内部検討に関する事象でもございまして、現状、情報を持っておりません。申し訳ありません。また、ADBが優先する鉄道が、今回の国道1号線の物流や交通にどの

ような影響を与えるかという御質問につきまして、まず、ADBが実施中の鉄道事業は、「SASEC Chittagong-Cox's Bazar Railway Project」という事業名でございりますが、こちらにつきましては、ドハザリというところからコックスバザールまでの102キロの鉄道整備計画が計画されております。案件概要書の地図にございますが、ドハザリというのは今回の事業計画のチッタポーンーコックスバザール道路の途中の部分にございます。この鉄道は、マタバリ港には連結する予定はございません。他方で、バングラデシュ鉄道省は、同鉄道の枝線としてマタバリ地区への鉄道延伸を検討はしております。将来的にマタバリ港近郊に連結する可能性が将来的にはあるのかなと思います。経済成長による交通量の伸びや、マタバリ港からの貨物輸送需要を鑑みますと、鉄道が開通しても国道1号線の交通量は増加していくことが予想されているところではありますが、交通需要予測の詳細につきましては、準備調査で確認していきたいと思っております。JICAからは、以上でございます。

- 小川座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明者からの説明について、追加の御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。道傳委員、お願いいたします。
- 道傳委員 インド太平洋構想の文脈の中でのバングラデシュの地政学的な重要性というところの御説明はよくわかりました。ありがとうございます。私の聞き逃しもあったのだと思うのですが、最初のところで日本とバングラデシュが共有する価値についての御説明がございました。そのところをもう一度繰り返しておっしゃっていただきたいことと、この資料の中の民主主義の定着に努める国であるという表現は定着に至るまでにはまだ課題もあるというニュアンスが含まれていると理解したのですが、その価値の共有という部分とこの資料にある御説明について、もう少し詳しく補足的に御説明いただけたらと思っておりました。
- 植田国別開発協力第二課首席事務官 御質問ありがとうございます。私が先ほど御説明する中で、日本とバングラデシュとの関係の代表的な御説明の中身として、包括的パートナーシップのようなものを結んでいるという趣旨のことを御説明させていただきました。これは2014年に日・バングラデシュ首脳間でこのパートナーシップを立ち上げましょうということで一致した内容でございますが、その中におきまして、我が国とバングラデシュが共通する価値として、平和、民主主義、人権、法の支配、このようなものを共有しており、この地域における重要なパートナーであることをうたったものでございます。
- 前回の適正会議の中での御指摘もありましたが、もちろんバングラデシュはベンガル湾の民主主義国家として位置されておりますが、バングラデシュにおいて先般行われ

ました選挙においていろいろなことがございましたとおり、民主主義定着に関しましてはまだいろいろな課題があると認識しております。そういった民主主義の定着ということについては、重要なパートナーとして引き続き我が国としてできる支援を考えていく、そのように思っています。

- 小川座長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。高橋委員、どうぞ。
  
- 高橋委員 ありがとうございます。前回というか、第35回の適正会議でやった議論を踏まえてお聞きしたかったことで、その2つの委員会のことを御説明いただいたわけです。ありがとうございます。  
特に前段というよりも後段ですよ。この「戦略的港湾及び沿岸地域開発委員会」というものが最終的につくられなかったということなのです。説明の中でも言及があったように、前回の議論でもあったように、このあたりの環境社会配慮を進めていくに当たって、面的にそれをちゃんと見ていくに当たって、こういった委員会はとても重要だろうという議論があったと思うのです。今回、マタバリとチッタゴンと2つの間で、取り合いになることはないとは思いますが、フライオーバーでそれほど影響は大きくはないという話を田辺委員のコメントに対してもしていただいていますけれども、これに限らず、このあたりの地域社会配慮を進めていく上で、地域全体の統合をした委員会の必要性は、私はいまだに高いような気がしています。このあたり、つくられなかったことの経緯は御存じではないかもしれませんが、どうしてなのか、また、この必要性に対してJICAさんとしてはもう少し話し合いを進めていくようなことをされる予定はないのかどうか、そのあたりを少しお話しいただければと思います。
  
- 高橋南アジア第四課長 ありがとうございます。JICAから回答させていただきます。まず、最終的に、当初形成される予定であった戦略的港湾及び沿岸地域開発委員会が設立されないという決定がなされた経緯は、バングラデシュ政府の判断というところもありますので、正直、詳細には承知しかねているところではあります。
- ただ、御指摘いただいた環境社会配慮を含む地域全体を面的に踏まえた開発課題の検討という点に関しましては、少し位置づけが違うところではあります。そのモヘシユカリーマタバリ地域を中心とした広範囲の開発という観点では、こちらに挙げさせていただいております首相府のもとに別途設置をされております委員会が統合的に開発方針を考えて検討を進めているということでございます。その中で個別の事業でございます、こういった道路の案件であったり、あるいはエネルギーの案件であったり、そういったところの事業間の相互に与える影響も含めて環境社会配慮の課題はしっかりと協議をしていくようにということで、JICAからも申し入れを行っていきたい

と考えております。

- 小川座長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。岩城委員。
- 岩城委員 御質問させていただきましたマタバリ港の案件との関連性がいまいち御説明ではわかりづらかったところもありますので、確認で恐縮ですけれども、もう一度なのですが、今、マタバリ港の計画は詳細設計のコンサル中で、工事等も含めてまだ始まっているわけでは全く何もないので、そちらの案件の進捗状況は本件に対してどのような影響を与えているかというところまでの段階にはないという理解でよろしいでしょうか。
- 植田国別開発協力第二課首席事務官 マタバリ港自体につきましては、これから本体工事について進んでいくことになると思いますが、先ほどもJICAさんから御説明申し上げたとおり、2024年の開港を目指して取り組んでいるところでございます。一方で、まさにその港からアクセス道路でこの国道1号線につながってきておりまして、この国道1号線で主要都市であるチッタゴンにつながっていく、ひいては首都ダッカにつながっていくという主要幹線道路でございます。
- 今回の円借款事業につきましては、チッタゴン—コックスバザール間の主要な区間についてバイパスやフライオーバーをつくるというところで、将来的に2024年の開港を受けて多く発生するであろう物流需要に応えるためのものということで、今、この段階でチッタゴン—コックスバザール間の道路整備を進めることが、その将来の物流事業に対応するという意味で非常に重要なものとなっていると考えております。
- 岩城委員 ということは、本件もN1の道路の整備も、一義的な目的はここに書かれてありますようなマタバリ港への流れをよくすることが趣旨であるということに尽きるということでしょうか。
- 植田国別開発協力第二課首席事務官 そのとおりでございます。
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 4 事務局からの連絡

- 小川座長 全ての案件についての議論が終わりましたので、事務局から連絡事項について御発言をお願いしたいと思います。

- 織田外務省国際協力局開発協力総括課首席事務官 開発協力総括課、織田と申します。次回ですが、申し合わせどおり、6月25日、火曜日に開催させていただきたいと思っております。
  
- 小川座長 どうもありがとうございました。皆さん、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。以上をもちまして、第44回「開発協力適正会議」を終了いたします。どうもありがとうございました。